

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
(アジア州)				(アジア州)			
(省略)				(省略)			
東ティモール		○		東ティモール		○	
(省略)				(省略)			

(注1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の別紙第1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

(注1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の別紙第1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。